

石川県公報

令和5年11月10日

第13657号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○県統計調査の実施	（総務課） 1	○大規模小売店舗の新設の届出の公告	（経営支援課） 4
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効	（薬事衛生課） 2	○大規模小売店舗の変更の届出の公告	（同） 5
○青少年に有害な興行の指定	（少子化対策監室） 2	○公共測量実施公告	（監理課） 6
○県道の区域の変更	（道路整備課） 2	○公共測量実施公告	（同） 7
○一般国道の供用の開始	（同） 3	監査委員	
○県道の供用の開始	（同） 3	○定期監査結果公表	7
○道路の占用を制限する区域の指定	（同） 3	○財政的援助団体等監査結果公表	8
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の住所の変更の届出	（建築住宅課） 3		

告 示

石川県告示第426号

石川県統計調査条例（平成21年石川県条例第15号）第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。

令和5年11月10日

石川県知事 馳 浩

- 県統計調査の名称
人権問題に関する県民意識調査
- 県統計調査の目的
様々な人権問題に関する意識変化を把握するとともに、今後の人権教育・啓発施策の基礎資料とすることを目的とする。
- 県統計調査の対象とする範囲
県内に在住する満18歳以上の男女のうち、無作為抽出により選定された者
- 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - 報告を求める事項
 - 人権問題全般
 - 人権問題各課題（女性、子ども、高齢者等に関するもの）
 - その他関連項目
 - フェイスシート
 - 基準となる期日又は期間
令和5年11月20日（月）から同年12月15日（金）まで
- 県統計調査の報告を求める者
調査対象として選定された者
- 県統計調査の報告を求めるために用いる方法
調査対象として選定された者に対して郵送で調査票を配付し、郵送またはオンラインで回収する方法で行う。
- 県統計調査の報告を求める期間
令和5年11月20日（月）から同年12月15日（金）まで

石川県告示第427号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

令和5年11月10日

石川県知事 馳 浩

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) N-メチル-1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類
- (2) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキソール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類
- (3) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

令和5年11月5日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

石川県告示第428号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和5年11月10日

石川県知事 馳 浩

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	製作会社・配給会社等名
映 画	アイズ ワイド シャット (原題) EYES WIDE SHUT	ワ ー ナ ー ・ ブ ラ ザ ー ス 映 画 (ア メ リ カ)

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和5年11月10日

石川県告示第429号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和5年11月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和5年11月10日

石川県知事 馳 浩

路 線 名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
五十洲亀部田線	輪島市門前町西円山壺壺六16番1地先から 輪島市門前町西円山壺壺六15番1地先まで	旧	5.03 ~ 11.90	65.2	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	輪島市門前町西円山壺壺六16番1地先から 輪島市門前町西円山壺壺六15番1地先まで	新	11.67 ~ 20.35	65.2	

石川県告示第430号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和5年11月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和5年11月10日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
304号	金沢市古屋谷町甲15番地先から 金沢市清水谷町カ2番4地先まで	令和5年11月11日	県央土木総合事務所 維持管理課

石川県告示第431号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和5年11月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和5年11月10日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
五十洲亀部田線	輪島市門前町西円山壺壺六16番1地先から 輪島市門前町西円山壺壺六15番1地先まで	令和5年11月10日	奥能登土木総合事務所 維持管理課

石川県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、その関係図面は、令和5年11月10日から同月24日まで縦覧に供する。

令和5年11月10日

石川県知事 馳 浩

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
一般国道	304号	金沢市古屋谷町甲15番地先から 金沢市清水谷町カ2番4地先まで	県央土木総合事務所維持管理課

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年11月11日

石川県告示第433号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定によ

り、住宅確保要配慮者居住支援法人から、次のとおり住所を変更する旨の届出があった。

令和5年11月10日

石川県知事 馳 浩

名 称	住 所	支援業務を行う事務所の所在地	変更年月日
一般社団法人福祉の泉	新 富山県高岡市荻布231-2	金沢市下安原町東335番地	令和5年10月24日
	旧 富山県高岡市波岡51-1		

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和5年11月10日

石川県知事 馳 浩

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ウエルシア大聖寺店
加賀市大聖寺東町一丁目43番 ほか12筆
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者
ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 田中 純一
東京都千代田区外神田二丁目2番15号
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年7月1日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,217平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 40台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 34台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 29平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 9.3立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 3か所

位置 縦覧による。

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

- 7 届出年月日

令和5年10月31日

- 8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び加賀市産業振興部商工振興課

- 9 届出等の縦覧期間

令和5年11月10日から令和6年3月10日まで

- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年3月10日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和5年11月10日

石川県知事 馳 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

野々市市御経塚SC

野々市市御経塚二丁目49番1 ほか

- 2 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 名 称 (仮称) 野々市市御経塚SC

所在地 野々市市御経塚二丁目49番1 ほか

(変更後) 名 称 野々市市御経塚SC

所在地 野々市市御経塚二丁目49番1 ほか

- 3 変更の年月日

令和5年6月28日

- 4 変更する理由

大規模小売店舗の名称が決定したため

- 5 届出年月日

令和5年10月13日

- 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課

- 7 届出等の縦覧期間

令和5年11月10日から令和6年3月10日まで

- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和6年3月10日

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタームサシ金沢南店及び手芸センタードリーム野々市店
野々市市新庄六丁目720 ほか29筆
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) アークランドサカモト株式会社
代表取締役 坂本 晴彦
新潟県三条市上須頃445番地
(変更後) アークランズ株式会社
代表取締役 坂本 晴彦
新潟県三条市上須頃445番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) アークランドサカモト株式会社
代表取締役 坂本 晴彦
新潟県三条市上須頃445番地
株式会社ドリーム
代表取締役 小野 兼資
香川県高松市汐屋町14番地5
(変更後) アークランズ株式会社
代表取締役 坂本 晴彦
新潟県三条市上須頃445番地
株式会社ドリーム
代表取締役 小野 兼資
香川県高松市汐屋町14番地5
- 3 変更の年月日
 - (1) 令和4年9月1日
 - (2) 令和4年9月1日
- 4 変更する理由
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称に変更が生じたため
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称に変更が生じたため
- 5 届出年月日
令和5年10月13日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市地域政策部地域振興課
- 7 届出等の縦覧期間
令和5年11月10日から令和6年3月10日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和6年3月10日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月10日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (用 地 測 量)	令和5年10月25日から 令和6年1月19日まで	白山市白峰地区
公 共 測 量 (用 地 測 量)	令和5年10月25日から 令和6年1月19日まで	白山市女原地区

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小松市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月10日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (空 中 写 真 撮 影、数 値 地 形 図 作 成)	令和5年9月14日から 令和6年8月8日まで	小松市都市計画区域

監 査 委 員

定 期 監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和5年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和5年11月10日

石川県監査委員 安 居 知 世
同 一 川 政 之
同 村 上 勝
同 作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和3年度、令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
羽咋高等学校	令和5年10月2日	令和4年8月1日～ 令和5年7月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
羽松高等学校	”	”	”
七尾城北高等学校	”	”	”

七尾特別支援学校	”	”	”
大聖寺高等学校	”	令和4年7月1日～ 令和5年7月末日	”
錦城特別支援学校	”	令和4年7月1日～ 令和5年6月末日	”
加賀高等学校	”	令和4年8月1日～ 令和5年7月末日	”
小松工業高等学校	”	”	”
金沢西警察署	令和5年10月10日	”	公用車の交通事故が発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に 万全を期するよう十分注意すること。
明和特別支援学校	”	令和4年7月1日～ 令和5年7月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係 る事業その他の事務事業の執行等は、お おむね適正に処理されていると認める。
石川障害者職業能力開発校	”	”	”
九谷焼技術研修所 九谷焼技術者自立支援工房	”	令和4年8月1日～ 令和5年7月末日	”
小松明峰高等学校	令和5年10月11日	”	”
小松警察署	”	”	”
小松産業技術専門校	”	令和4年7月1日～ 令和5年6月末日	”
大聖寺警察署	”	令和4年7月1日～ 令和5年7月末日	”
穴水高等学校	令和5年10月19日	令和4年8月1日～ 令和5年7月末日	”
門前高等学校	”	令和4年9月1日～ 令和5年7月末日	”
飯田高等学校	令和5年10月23日	令和4年2月1日～ 令和5年6月末日	”
奥能登教育事務所	”	令和4年8月1日～ 令和5年7月末日	”
羽咋工業高等学校	令和5年10月24日	”	”
鹿西高等学校	”	”	”
中能登教育事務所	”	令和4年7月1日～ 令和5年7月末日	”
志賀高等学校	”	令和4年8月1日～ 令和5年7月末日	”
野々市明倫高等学校	令和5年10月26日	令和4年7月1日～ 令和5年6月末日	”

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和5年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和5年11月10日

石川県監査委員 安 居 知 世
同 一 川 政 之
同 村 上 勝

同 作 田 有 子

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和4年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
一般財団法人 石川県文化・産業振興基金	令和5年10月10日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
I Rいしかわ鉄道株式会社	”	”
公益財団法人 石川県緑化推進委員会	”	”
公益財団法人 北陸先端科学技術大学院大学支援財団	”	”
のと鉄道株式会社	令和5年10月19日	”
能登空港ターミナルビル株式会社	令和5年10月23日	”
公益財団法人 いしかわまちづくり技術センター	令和5年10月26日	”
石川県公立大学法人	令和5年10月30日	”
公益財団法人 いしかわ農業総合支援機構	”	”

